生　徒　手　帳

茨城県立石岡第二高等学校

目　　次

１　校章　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２　校訓、校歌および賛歌　・・・・・・・・・・　２
３　教育方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
４　学校の沿革　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
５　茨城県立石岡第二高等学校学則　・・　４
６　日課　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
７　教育課程　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
８　特別活動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
９　生徒会会則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
10　家庭クラブ会則　・・・・・・・・・・・・・・・　12
11　筑翠同窓会会則　・・・・・・・・・・・・・・・　14
12　生徒心得　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15
13　服装等の規定について　・・・・・・・・・・　16
14　図書館利用規程　・・・・・・・・・・・・・・・　18
15　学習者用端末利用規程　・・・・・・・・・・　19
16　筑翠会館使用心得　・・・・・・・・・・・・・　19
17　出欠等に関する規定　・・・・・・・・・・・・　20
18　諸願・届に関すること　・・・・・・・・・・　20

付録　令和 5～7 年度入学生教育課程表

校 章 の い わ れ

周囲の紫は婦徳を表す鏡であり、清らかな精神を象徴する。白い部分は昭和 21 年秋菊薫る頃、天皇陛下の行幸を記念して容姿端正な菊の精神を採り、その中央は地名の石を丸く図案化したもので、当時の生徒の考案によるものである。

校　訓

貞　勤　和
節　倹　順

校　歌

尾上柴舟　作詞
小松耕輔　作曲
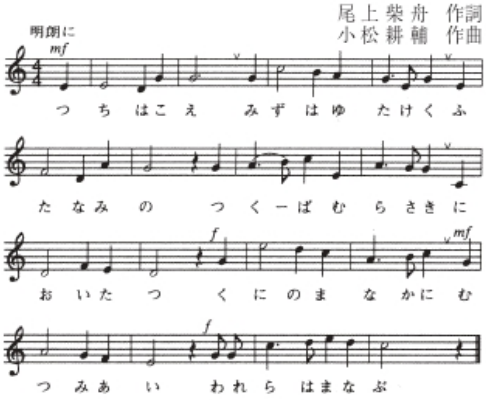
一
土は肥え
水は豊けく双並の
筑波紫匂い立つ
国の真中に睦み合い
吾等は学ぶ

二
衣手の
常陸乙女のつき立つる
一つ心は石岡の
その名にかけて永久に
かけじ　くずれじ

讃　歌

市毛豊備　作詞
岩井清志　作曲
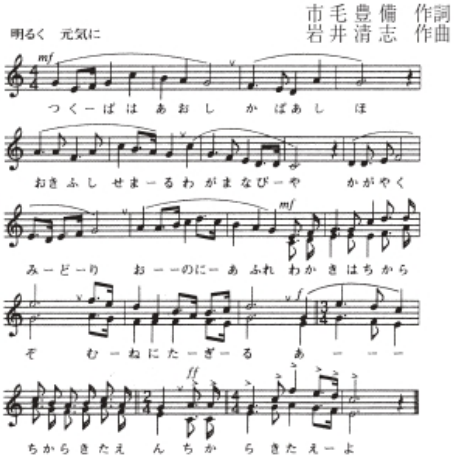
一
筑波は蒼し　加波芒穂
おきふしせまる我が校舎
輝く緑　大野にあふれ
若きは力ぞ　胸にたぎる
あゝ力きたえん
力きたえよ

二
礎くちず　古府のあと
こけのむしろにふるき世たずね
日日あらたなるえい知の光
さきがけ今こそ　胸をてらせ
あゝ光かゝげん
光かゝげよ

三
草枯れ芽ぶく　星の宮
三とせをここに集い来て
命のかてを培う我ら
まことはみのりぞ　胸におさむ
あゝまこと求めん
まこと求めよ

教　育　方　針

教育基本法並びに学校教育法に示された高等普通・専門教育を施すことを目的とし、本県教育の目標及び学校教育指導方針に基づいて、心身ともに健康な国民の育成を期するとともに、地域社会から信頼され、生徒一人一人が誇りをもてる学校づくりを目指す。

目指す学校像

１　変化するグローバル社会において活躍できる生徒を育成する学校

２　伝統の継承・再生とともに社会の変化に柔軟に対応し、生徒・保護者・地域社会からの期待に応える学校

３　普通科・生活デザイン科が相互に切磋琢磨しながら教育の質を高め、新しい価値の創造に積極的に挑戦し、社会に貢献できる生徒を育成する学校

４　学校、家庭、地域社会と連携・協働し、社会に開かれた創造性豊かな教育を行う学校

育てたい生徒像

１　心身ともに健康で、礼儀正しく、明るく積極的な生徒

２　確かな学力を身に付け、個性や適性を知り、高い志をもって進路を実現する生徒

３　日本の伝統文化を理解するとともに、国際感覚を併せ持つ生徒

４　学校の沿革

１　学校名　茨城県立石岡第二高等学校

２　位　置　茨城県石岡市府中５丁目 14-14
　　0299（23）2101（代）

３　沿　革

明治 45 年 2 月 13 日	石岡町立として本校設置の件認可
明治 45 年 4 月 20 日	石岡女子部尋常高等小学校の一部を仮校舎として開校し、校名を茨城県新治郡石岡町立石岡実科高等女学校と称する。修学年限２か年生徒定員 100 名
大正 8 年 11 月 1 日	校名を茨城県石岡実科高等女学校と改称
昭和 12 年 4 月 8 日	現在地に校舎新築・移転
昭和 13 年 4 月 1 日	県移管となり、校名を茨城県立石岡高等女学校と改称
昭和 21 年 11 月 19 日	天皇陛下の行幸あり
昭和 23 年 3 月 31 日	校名を茨城県立石岡女子高等学校と改称
昭和 24 年 4 月 1 日	校名を茨城県立石岡第二高等学校と改称
昭和 43 年 9 月 17 日	筑翠会館竣工、竣工式挙行
昭和 52 年 3 月 31 日	本館（永久校舎）新築

昭和57年10月25日	創立70周年記念に「常陸乙女の像」を中庭に設置
昭和62年3月31日	小体育館竣工
平成4年11月22日	創立80周年記念に時計塔を前庭に設置
平成9年3月6日	部室棟竣工
平成11年3月31日	新体育館竣工
平成14年11月15日	創立90周年記念式典挙行
平成19年4月1日	家政科を生活デザイン科に学科改編
平成24年10月26日	創立100周年記念式典挙行
平成27年4月1日	「一人一人が輝く活力ある学校づくり推進事業」重点校指定「筑翠ルネサンス」事業
平成30年4月1日	「一人一人が輝く活力ある学校づくり推進事業」強化校指定「筑翠ルネサンス」事業
令和２年12月	本館エレベーター新設工事
令和３年４月１日	「県立高校等チャレンジプロジェクト」重点校指定「筑翠ルネサンス」事業（～令和６年）
令和４年10月28日	創立110周年記念式典挙行
令和７年２月６日	第17回キャリア教育優良校 文部科学大臣表彰受賞

５　茨城県立石岡第二高等学校学則

第１章　学年、学期及び休業日

（学年及び学期）

第１条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

２　学年を分けて、次の２期とする。

前期　４月１日から９月30日まで

後期　10月１日から３月31日まで

（休業日）

第２条　休業日は、次のとおりとする。

⑴　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

⑵　日曜日及び土曜日

⑶　県民の日を定める条例（昭和43年茨城県条例第３号）による県民の日

⑷　創立記念日　　４月20日

⑸　学年始休業日　４月１日から４月５日まで

⑹　夏季休業日　　７月23日から８月31日まで

⑺　学期末休業日　９月29日、30日

⑻　冬季休業日　　12月24日から翌年１月７日まで

⑼　学年末休業日　３月23日から３月31日まで

第２章　教育課程その他

（教育課程の編成）

第３条　本校の教育課程は学習指導要領及び教育委員会が定める基準に従って次のとおり定める。（表・別掲）

（単位の認定）

第４条　学校は、生徒が学校の定める教育計画に従って教科、科目を履修し、その成果が教科、科目の目標からみて満足できると認められる場合は、その教科、科目について、所定の単位を修得したことを認定する。

（卒業の認定）

第５条　卒業の認定は校長が本校所定の全課程を修了したと認めた者についてこれを行う。但し、海外留学生については別に定める。

（卒業証書等）

第６条　校長は卒業を認定した者に対して卒業証書を授与する。

校長は必要ある場合は単位修得証明書を求めに応じて発行することができる。

第３章　入学、休学、退学及び転学

（休　　学）

第７条　生徒が病気その他やむを得ない事由のため３か月以上出席することができない場合は、その事由を具し、保護者等（やむを得ない場合は保証人）と連署の上、校長に休学を願い出て許可を受けなければならない。ただし、病気による場合は医師の診断書を添えるものとする。

（休学処分の取消）

第８条　前条の規定により休学を許可された生徒が３月までの間に休学の事由がなくなった場合はその事由を具し、病気による休学の場合は医師の診断書を添え校長に休学の取消を願い出て許可を受けなければならない。

（休学期間の延長）

第９条　休学を許可された生徒が満２か年を経てもなお出席できない場合は休学期間の延長を願い出て許可を受けなければならない。ただし、延長は最大１年間である。

（復　　学）

第 10 条　休学中の生徒が休学期間内に復学しようとするときはその事由を具し、保護者等（やむを得ない場合は保証人）と連署して校長に願い出てその許可を受けなければならない。ただし、病気による休学の場合は医師の診断書を添えるものとする。

（退　　学）

第 11 条　生徒が退学しようとするときは､その事由を具し保護者等(やむを得ない場合は、保証人）と連署の上、校長に願い出なければならない。ただし、病気による場合は医師の診断書を添えるものとする。

（再入学）

第 12 条　前条によっていったん退学した生徒が再入学を願い出た場合は退学後１年以内であって、その事由が正当であると認められるときに限り、校長は当該生徒を原学年以下に再入学させることができる。

（転　　学）

第 13 条　生徒が他の高等学校に転学しようとするときは事由を具し、保護者等（やむを得ない場合は、保証人）と連署の上、校長に願い出てその許可を受けなければならない。

第４章　授業料、入学料その他の費用徴収

第 14 条　授業料、空調設備使用料、入学料は、茨城県県立学校授業料等徴収条例の定めるところによる。

（物品の弁償）

第 15 条　校長は生徒が校舎もしくは校有物品を毀損し、または紛失した場合にはその情状によりその全部又は一部を弁償させることができる。

第５章　賞　　罰

（表　　彰）

第 16 条　校長は学業、人物その他について優秀な生徒を表彰することができる。

（懲　　戒）

第 17 条　校長および教員は教育上必要があると認めるときには、生徒に対し懲戒を加えることができる。

２　生徒に対して行う懲戒のうち、退学、謹慎及び訓告は校長がこれを命ずる。

３　前項の懲戒のうち退学は次の各号の１に該当する者に対して行うことができる。

⑴　性行不良で改善の見込みがないと認められる者

⑵　学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

⑶　正当な理由がなくて出席常でない者

⑷　学校の秩序を乱し、そのほか生徒としての本分に反した者

６　日　　課

時　　限	時　　分
職員朝会	8：30～ 8：35
Ｓ Ｈ Ｒ	8：40～ 8：50
１	8：50～ 9：40
２	9：50～10：40
３	10：50～11：40
４	11：50～12：40
昼 休 み	12：40～13：25
５	13：25～14：15
６	14：25～15：15
Ｓ Ｈ Ｒ	15：15～15：25
清　　掃	15：25～15：40

※　各授業開始時刻までには教室に入り、授業の準備態勢を整えて待機していること。

＜留意事項＞

１　欠席・遅刻・早退は、各自の学習活動に支障をきたすので、授業開始時刻から出席すること。

２　遅刻して入室することは、授業の展開の上で大きな支障を与え、クラスメイトの学習の障害になるので、他の人に迷惑をかけないよう静かに入室すること。

３　授業の開始時間に遅れた場合については、次の通りである。

⑴　授業開始時刻後 15 分以内の入室は、遅刻として認める。

⑵　入室が、授業開始時刻後 15 分を超えた場合は、その科目の欠課とする。また、同一時間中に二度以上退席した場合は欠課とする。

⑶　欠課時数が、その科目の年間時数の５分の１を超えた場合は単位の修得を認めない。ただし、病気等特別の事情があると認められた場合、最大３分の１までの欠席は許容される。

４　始業時以降の出席は遅刻とし、終業前に退席した場合は早退とする。

５　定期考査の開始時間に遅れた場合については、次の通りである。

⑴　考査開始 20 分以内は受験を認める。

⑵　考査開始 20 分を越えてからの受験は認めず、考査は０点扱いとする。遅刻した生徒は、次の考査開始まで別室にて待機する。

６　成績評定「１」の科目が、３科目以上ある場合、進級・卒業はできない。また、成績評定「１」の科目が２科目以内の場合は、追認考査の機会を与えるが、その結果、１科目でも成績評定「１」があれば進級・卒業はできない。

７　無断（連絡なし）で、欠席・遅刻・早退・欠課等をしてはならない。

８　清掃については、怠ることなく全員が協力して行うものとする。

９　基本的生活習慣は、在学中から確実に身につけるよう自ら努力すること。

10　下校の際は、教科書等を持ち帰り、継続的かつ確実に予習・復習を行うなど家庭学習の習慣を身につけるとともに、絶えず学習効果を上げる努力を自らすること。

11　登校の際には、学校生活に必要な物品以外携帯しないこと。

12　午後５時までには下校すること。

13　校舎の機械警備により、施錠・開錠時刻を下記の通りとする。

平　日　　開錠７：30　施錠 17：00

休業中　　開錠８：20　施錠 17：00

７　教　育　課　程　　※巻末に教育課程表

高等学校の進級及び卒業には、所定の教科科目の単位の修得が必要である。

⑴　週当たり１時間の学習を１か年行って、満足に履修したと認められる場合にその科目の１単位が与えられる。

⑵　生徒は、自分の能力、将来の志望、身体の状況、保護者の意見等をよく考え、担任の先生ともよく相談して、コースを選択することが大切である。

⑶　単位の認定は、各教科で定める観点により、観点別の評価を総合して決定される。次の場合は単位が与えられない。

ア　評定１のもの（その科目の単位）

イ　１か年の授業時数の５分の１を超えて欠席したもの（その科目の単位）

ウ　１か年に出席すべき日数の５分の１を超えて欠席したもの（全科目の単位）

原級留置・追認考査

学年末成績会議における評定１が３科目以上の場合､及び終業式当日までの追認考査等の結果で１科目でも単位が認定されない場合は、原級留置とする。

８　特　別　活　動

１　目　　標

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

２　内　　容

⑴　ホームルーム

ホームルームは、学校における基礎的な生活の場であって、そこでは、次の３項目を取り扱う。

①　集団生活の充実と向上に関すること。

②　人間としての在り方生き方に関すること。

③　進路の適切な選択決定に関すること。

⑵　生徒会活動

生徒会は、全校生徒を会員とし、主として次の活動を行う。

ア　学校における生徒の生活改善と向上を図る活動

イ　ホームルームや各種委員会活動、および部活動における生徒の活動の連絡調整に関する活動

ウ　主体的な行事の企画、運営及び学校行事への協力に関する活動

〇活動時間については次の通りである。

４月～９月　　午後６時 30 分まで

10 月～３月　　午後６時まで

上記以外の時間は顧問の許可を得て活動する。

〇部室使用心得

・部室の代表責任者は、顧問と部長（主将）とする。

・使用時間は部活動中とし、部活動終了後は速やかに帰宅する。

・当該部以外の生徒による使用を禁止し、部活動で使用する用具以外の私物、教科書等は置かない。

・現状を部独自に改変したり、壁や棚に落書きはしない。

・清掃を徹底し、整理・整頓に努める。

・鍵の管理は、各部で責任を持って行い、部活終了後はきちんと施錠する。

・使用状況が悪い場合、部室の使用を禁止する場合がある。

⑶　学校行事

学校行事は､主として全校または学年､あるいはそれらに準ずる集団による活動とし、

次のことがらを適宜行う。

ア　儀式的行事

イ　文化的行事

ウ　健康安全・体育的行事

エ　旅行・集団宿泊的行事

オ　勤労生産・奉仕的行事

９　生 徒 会 会 則

第１章　総　　則

第１条（名称）本会は茨城県立石岡第二高等学校生徒会という。

第２条（会員）本会は本校に在籍する全生徒をもって会員とする。会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第３条（職員）本校職員は会員に準じ、すべての会議に出席し助言することができるが、表決権を有しない。

第４条（目的）本会は生徒相互間の自主的な運営によって心身の健全な育成をはかり、本校教育の効果をますますあげ、相互の親睦と協力とによって学校内の組織的な活動をなし、校風の高揚に務めるをもって目的とする。

第５条（事業）本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

１　生徒福利厚生に関すること

２　各種部の編成と活動に関すること

３　諸行事の計画・実施

４　各種奉仕作業

５　各種社会関係事業の計画・実施および後援

６　その他本会の目的を達成するために必要な事項

第２章　機　　関

第６条（機関）本会に次の機関を置く。

１　生徒総会　２　生徒会本部　３　評議会　４　委員会

５　部　６　ホームルーム

第７条（顧問）本会の各機関に学校長の任命する顧問を置く。

第８条（議決）各機関の会議は、その全構成員の３分の２以上と顧問の出席によって成立し、出席構成員の過半数で決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

第９条（選挙）各機関の役員は、すべてその構成員による選挙によって決定する。

第 10 条（任期）各機関の役員の任期は１年間とし、兼任を認めない。但し、部役員との兼任及び重任はこの限りではない。

第 11 条（傍聴）会員は、各機関のすべての会議をその代表者に申し込んで傍聴することができる。

第３章　生徒総会

第 12 条（地位）生徒総会（以下総会という）は本会の最高議決機関である。

第 13 条（組織）総会は全会員をもって組織し、年１回定期に開催する。
第 14 条（臨時）評議会議長（以下議長という）は次の場合には臨時総会を招集しなければならない。
１　全会員の５分の２以上の要求があった場合
２　評議会が必要として要請した場合
３　生徒会長（以下会長という）および学校長の要請があった場合
第 15 条（任務）総会は会務報告・予算の決定・決算承認・会則変更・役員の承認およびその他重要事項を決定する。
第 16 条（運営）総会の司会は議長が行い、企画運営は生徒会本部役員（以下本部役員という）が行う。

第４章　生徒会本部

第 17 条（地位）生徒会本部（以下本部という）は本会の最高執行機関である。
第 18 条（組織）本部は次条に定める役員をもって組織する。
第 19 条（役員）本部に次の役員を置く。
会長　１名　　副会長・書記・会計　各２名
第 20 条（選挙）本部役員の選出は、全会員の投票によって行う。
第 21 条（任務）役員の任務は次の通りとする。
１　会長は会務を総括し、本会を代表する。
２　副会長は会長を補佐し、会長事故ある場合はこれを代行する。
３　書記は本会の一切の記録と書類の管理を行う。
４　会計は本会の会計事務を掌握し、会計執行・決算報告を行う。

第５章　評　議　会

第 22 条（地位）評議会は総会に次ぐ議決機関である。
第 23 条（組織）評議会は各ホームルーム正代表と本部役員をもって組織し、毎月１回定期に開催する。
第 24 条（臨時）議長は次の場合には臨時評議会を開催しなければならない。
１　評議会の３分の１以上の要求があった場合
２　会長が必要として要請した場合
第 25 条（任務）評議会は次の事項を行う。
１　総会提出議案の審議決定
２　諸行事計画案の審議決定
３　細則の改正
４　ホームルーム（以下ＨＲという）各委員会、各部の提案および会員全体に関する諸問題の審議
５　緊急事項およびその他必要事項の審議決定
第 26 条（役員）評議会に次の役員を置く。書記は本部役員が兼ねる。
議長・副議長　各１名　　監査委員　２名

第６章　委　員　会

第 27 条（目的）委員会は各種事業について計画し実施する。

第 28 条（組織）常任委員会には次のものを置き、各ＨＲ２名選出の委員をもって組織する。

１　規律　２　集会　３　図書　４　出版

５　整備　６　保健　７　福祉　８　体育

９　視聴覚

第 29 条（役員）各委員会に次の役員を置く。委員長・副委員長・書記・会計　各１名

第 30 条（臨時）会長は評議会の承認を得て臨時委員会を設置することができる。

第７章　部・同好会

第 31 条（目的）部は各個性の進展および個人的社会的人格を育成するために設置され、各部は希望者をもって組織する。

第 32 条（役員）各部に次の役員を置く。

部長・副部長・書記・会計　各１名

第 33 条（加入）部への加入は任意の１部とし、その所属は１年間原則として変更しないものとする。

第 34 条（要件）同好会を発足させるためには、次の要件を満たしていなければならない。

１　10 名以上の構成員がいること。

２　１名以上の顧問（本校教員）が確保されること。

３　活動場所の確保が可能なこと。

４　年間を通した活動が可能なこと。

第 35 条（設立手続）前条の要件を満たすもので、「同好会設立許可願」を本部に提出し、評議会、職員会議の議決を経て設立を認めることができる。

第 36 条（活動の制限）同好会は本会からの予算支出の対象にはならない。また、対外試合等は原則として行わない。

第 37 条（部への昇格）同好会が部へ昇格するには、次の要件を満たすこと。

１　同好会として２年以上の活動実績が認められること。

２　10 名以上の会員がいること。

３　部室の確保が可能なこと。

第 38 条（昇格手続き）前条の要件を満たすもので「部昇格願」を本部に提出し、評議会、職員会議の議決を経て設立を認めることができる。

第８章　ホームルーム

第 39 条（地位）ＨＲは、第４条の目的に沿って本会のすべての基本となる役割を果す。

第 40 条（組織）ＨＲはＨＲ全員をもって組織する。

第 41 条（役員）ＨＲに次の役員を置く。

代表・副代表・書記・会計　各１名

第 42 条（任命）第１学年前期の役員は担任の指名をもって決める。

第 43 条（任務）役員の任務は次の通りとする。

１　代表はＨＲを総括し、代表する。

２　副代表は代表を補佐し、代表事故ある場合はこれを代行する。
３　書記はＨＲ記録および文書に関することを行う。
４　会計はＨＲ会計に関することを行う。
５　各委員の任務は細則で定める。

第９章　年度・会計および監査

第 44 条（年度）本会の事業および会計の年度は４月１日から翌年の３月 31 日までとする。
第 45 条（収入）本会の経費は会員納入の会費および入会金、その他をもってこれに充てる。
第 46 条（入会金）入会金はその年度によって随時決定する。
第 47 条（会費）会員は会費として月額 450 円を毎月負担し、その金額は生徒総会において決定する。
第 48 条（監査）本会の会計については、決算後に監査委員の監査を受け監査委員はその内容について総会に報告しなければならない。

第 10 章　表示権および保留

第 49 条（会員）全会員は発議、表決、リコールの権利を有する。
第 50 条（生徒会）生徒会は発議、決議、取り消しの権利を有する。
第 51 条（保留）学校長は前２条の権利をすべて委任するものであるからその権利行使について不適当と認めた場合は保留し、変更し、取り消すことができる。

第 11 章　付　　則

第 52 条（改正）本会則の改正は、本部また評議会が評議員の３分の２以上の多数で発議し、総会において全会員の３分の２以上の承認を必要とする。
第 53 条（細則）本会則の実施に必要な他の事項は、細則でこれを定める。
第 54 条（実施）本会則は昭和 52 年４月１日から改正実施する。

10　茨城県立石岡第二高等学校家庭クラブ会則

第１章　総　　則

第１条　本会の名称は茨城県立石岡第二高等学校家庭クラブと称す。
第２条　目　　的

⑴　家庭生活を明るく民主的なものに発展させ、家庭生活における計画性および合理化を図る。
⑵　家庭、学校、社会に奉仕する態度を養う。
⑶　家庭生活や、社会生活において創造力を伸ばしその改善向上を図る。
⑷　家庭科に関する興味を深め、自律的で積極的な態度やすぐれた指導力を身につける。
⑸　各学校間の連絡を密にして次第に交友を広める。

第３条　仕　　事

⑴　家庭生活や地域社会における衣食住その他生活改善
⑵　社会施設における実習および奉仕

⑶　保健衛生に関すること、および環境の美化
⑷　地域社会との交流活動

第２章　組　　織

第４条　会員資格
⑴　正会員　本校において家庭科目を学習する生徒および入会を希望する生徒
⑵　名誉会員　卒業生ならびに本会に協力する生徒の保護者および社会人

第５条　役　　員
会長１名、副会長２名、役員６名、家庭クラブＨＲ委員クラス各２名

第６条　役員の任期と任務
⑴　会長は会を代表し一切の会務を総括する。
⑵　副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその任務を代行する。
⑶　役員は会合の議事を記録し、各関係文書の送受および会員の名簿の作成にあたる。
⑷　役員はクラブに関する資金の受入れ一切を処理し各行事の収支決算を行う。
⑸　家庭クラブＨＲ委員は各クラスより２名選出し家庭クラブＨＲ委員会を構成する。委員会は総会に次ぐ決議機関で、予算、決算、事業計画その他の重要事項を決議する。
⑹　会長、副会長の任期は一年間とし、正会員によって選出する。（後期 10 月～翌年９月）
⑺　役員の任期は半年間とし、会長の委嘱による。
⑻　役員の重任は認めるが兼任は認めない。

第７条　顧　　問
⑴　顧問は本校全教員と名誉会員よりなる。
⑵　顧問は目的を徹底させるために援助し指導にあたる。

第３章　会　　合

第８条　定期総会は１年１回開く。ただし臨時総会は会長が必要と認めた場合または会員の半数以上の要求があった時に開く。

第９条　家庭クラブＨＲ委員会は、会長が必要と認めた場合に臨時招集する。

第 10 条　総会および家庭クラブＨＲ委員会は会員の３分の２以上の出席によって成立する。

第 11 条　各会の議決は、出席者の３分の２以上の同意を必要とする。

第４章　会　　計

第 12 条　会　　費
⑴　会費は総会において決定しこれを徴収する。
⑵　そのほかクラブの生産的な活動により得た純益および寄付金もクラブ運営の経費にあてる。

付　　則

第 13 条　本会則は昭和 28 年９月より実施する。

第 14 条　本会則は総会において３分の２以上の同意を得たうえで修正または変更すること

ができる。

11 筑 翠 同 窓 会 会 則

第１条　本会は、茨城県立石岡第二高等学校同窓会（筑翠同窓会）と称し、事務局を茨城県立石岡第二高等学校内に置く。

第２条　本会は、会員相互の交情を温め、社会人としての資質の向上を図ることを目的とし、母校の後援に努めるものとする。

第３条　本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

⑴　会員研修の援助

⑵　母校の事業に対する協賛

⑶　その他必要と認められる事項

第４条　本会の会員は、通常会員・賛助会員・名誉会員とする。

⑴　石岡実科高等女学校、茨城県立石岡高等女学校、茨城県立石岡第二高等学校を卒業した者を通常会員とする。ただし、中途退学者で理事会の推薦により会長の承認を得た者は、通常会員とすることができる。

⑵　茨城県立石岡第二高等学校教職員を賛助会員とする。

⑶　会長が推薦し、理事会の承認を得た者を名誉会員とすることができる。

第５条　本会に次の役員を置く。

会　　長　　１名　　副会長　　２名
顧　　問　若干名　　本部幹事　若干名
理　　事　若干名　　会計監査　　２名
学年幹事　若干名

第６条　本会の役員の任期は２ヵ年とし再選を妨げない。ただし、任期満了後でも後任が就任するまではその任に当たる。

第７条　役員の選出は、次の通りとする。

⑴　会長・副会長・会計監査は理事会で会員中より選出し、総会の承認を得る。

⑵　顧問は、理事会で推薦し会長が委嘱する。

⑶　理事は、各卒業回期毎に１～２名ずつ選出する。

⑷　本部幹事は、会員中より会長が委嘱する。また、各支部長も本部幹事とする。

⑸　学年幹事は、各卒業回各組毎に１～２名ずつ選出する。

第８条　役員の任務は、次の通りとする。

⑴　会長は、会務を総理し、本会を代表する。

⑵　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その代理をする。

⑶　理事は、重要な事項につき審議する。

⑷　本部幹事は、会務を処理する。

⑸　学年幹事は、同期生間の連絡調整、母校及び同窓会事務局との連絡に当たる。

第９条　総会は、毎年１回、４月第３日曜日に開き、次のような事項を審議または承認する。

⑴　事業報告・決算

⑵　役員の承認

⑶　事業計画・予算

⑷　その他必要事項

第 10 条　理事会は、理事を以て構成し、会長がこれを招集し、重要事項を審議または議決する。また、本部幹事会の要請によりこれを開くことができる。

第 11 条　本部幹事会は本部幹事を以て構成し、理事会を開き得ないときは、本部幹事会で応急の処置をすることができる。

第 12 条　全ての会は、出席人数を以て成立し、その議決は出席者の３分の２以上の賛成によるものとする。

第 13 条　通常会員は、入会の際、会費 5,000 円を納入するものとする。

第 14 条　本会の経費は、会費及びその他の収入を以てこれに充てる。

第 15 条　本会の会計年度は、４月１日に始まり翌年３月 31 日に終る。

第 16 条　本会は、市町村毎に支部を置くことができる。

第 17 条　支部の規則は、各支部に於いて定め、会長に報告する。

第 18 条　役員及び支部役員の移動は、その都度会長に報告する。

第 19 条　本会員に身分の変更･住所の移動などがあったときは､その都度会長に報告する。

第 20 条　本会則を変更しようとするときは、総会の承認を求めるものとする。

第 21 条　本会則を実施するのに必要な細則は別に理事会で定める。

付　　則

⑴　この会則は総会での承認の日から施行する。

平成 14 年４月 21 日　改正

⑵　旧会則によって選出された在任中の協議員はすべて理事とし、在任中の幹事は、この会則により学年幹事以外の役員になった者を除いて学年幹事とする。

12　生　徒　心　得

〔容　　儀〕

１　服装は本校で定めたものを着用する。（詳細は「服装等の規定」による）

２　髪型は服装との調和に心がける。（詳細は「服装等の規定」による）

３　所持品には必ず記名する。特に貴重品は携帯し、やむを得ないときは、担任に保管を依頼する。

〔あいさつ等〕

１　自らすすんであいさつをする。

２　校長室、職員室、事務室等に入るときには必ずノックし、入退室のマナーを守る。

３　乱暴な言葉遣いを慎み、目上の人に対しては敬語を用いる。

〔通　　学〕

１　交通法規、公衆道徳を守り､「ながら歩行」をしない。

２　自転車通学をする者は、自転車通学届を提出し、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入する。また、安全のため、ヘルメットの着用を心がける。

３　バイクの免許取得および通学は、原則として許可しないが、特別な場合のみ、審査の上許可する。（許可条件は別に定める）

〔出欠席〕

１　遅刻、早退、欠課は担任に申し出る。

２　欠席、遅刻、早退、忌引等は、保護者等がその理由等を学校へ連絡する。但し、引き続き７日以上病気欠席をする場合は、医師の診断書を添える。

〔校　　内〕

１　自習時間は定められた場所で、他の迷惑にならないよう静かに学習する。

２　学用品以外のものを持ち込まない。

３　休み時間の外出は、担任の許可を受ける。

４　学校の備品、用具等を使用する際は、関係の先生の許可を受け、責任をもって返却する。

５　下校の際には教室の戸締りをし、下校時刻を守る。

〔清　　掃〕

１　清掃は全員であたり、校舎内外の美化に努める。

２　清掃終了後は監督の先生の点検を受ける。

〔放　　送〕

放送を依頼する時は係の先生に申し出る。

〔校　　外〕

１　茨城県青少年の健全育成に関する条例を遵守し、夜間外出をしない。

２　アルバイトは保護者等の管理のもと健全なものを選び、事前に学校に届け出る。また、学業に支障の無いようにする。（詳細は別に定める）

３　外泊する場合は、保護者等の了承を得る。

〔保健衛生〕

１　保健室は先生の許可を得て使用する。

２　感染症にかかったとき、もしくはそのおそれがあるときは、速やかに学校に連絡する。出席停止扱いとなる感染症は治癒後に登校する際、「治癒報告書」を担任へ提出する。

〔その他〕

１　授業中、携帯電話等は電源を切ってカバン内にしまっておく。

２　校内外ともに、ながら歩行（電子機器等の操作、飲食等）をしない。

13　服装等の規程について

１　冬服（10 月１日～５月 31 日）

⑴　上着

〇 本校指定のシングル前ブレザー

⑵　スラックス

〇 本校指定のスラックス。必ずベルトを着用する。

⑶　スカート

〇 本校指定のスカート。なお、スカート丈については、ひざ頭の中央。

⑷　ネクタイ

〇 本校指定のネクタイ。

⑸　リボン

○ 本校指定のリボン。

⑹ ワイシャツ

○ 本校指定の長袖シャツ。襟に刺繍入り。

２　夏服（６月１日～９月 30 日）

⑴ スラックス

○ 本校指定のスラックス。必ずベルトを着用する。

⑵ スカート

○ 本校指定のスカート。なお、スカート丈については、ひざ頭の中央。

⑶ ワイシャツ

○ 本校指定の長袖または半袖シャツ。襟に刺繍入り。

⑷ ネクタイ

○ 本校指定のネクタイ。通常は着用しなくてもよいが、儀式等には着用する。

⑸ リボン

○ 本校指定のリボン。通常は着用しなくてもよいが、儀式等には着用する。

３　その他

⑴ セーター

○ 本校指定のセーター（自由購入）。冬服の期間はブレザーの下に着用。

⑵ ベスト

○ 本校指定のベスト（自由購入）。夏冬兼用。

⑶ ポロシャツ

○ 本校指定のポロシャツ（自由購入）。夏服期間のみ着用可。ただし、儀式等はワイシャツ着用。

⑷ ソックス

○ 白色、紺色、黒色、灰色の無地とする。ワンポイント可。
ルーズソックスまたは膝上になるものは不可。

⑸ タイツ

○ 黒色無地。スカートの場合、冬服期間のみ着用可。

⑹ 靴

○ ローファーまたは運動靴とする。ヒールの高いもの、ハイカットは不可。

【色】ローファーは黒、茶。運動靴は黒、白、紺を基調としたもの。

※安全のため、反射材付きまたは反射材を貼るのが望ましい。

※進路活動等のために、ローファーも用意しておくことが望ましい。

４　衣替えについて

５月１日から６月１日の後１週間までは移行期間とする。ただし、６月８日からは完全に夏服に衣替えとする。

10 月１日の前１週間及び 10 月末日までは移行期間とする。ただし、11 月１日からは完全に冬服に衣替えとする。

５　頭髪、その他

⑴ 頭髪等

○ 高校生らしく、健康的で清潔感のある髪型とし、必要以上に手を加えないこと。

○ パーマ、カール、脱色、染色等は禁止。奇抜な髪型やエクステ、 過度な編み込み等は不可。華美な髪留め等は不可。

○ 剃り込み、眉毛剃りは不可。

⑵ 装身具類

○ ピアス・ペンダント・ネックレス・指輪等のアクセサリー、カラーコンタクト等不可。

化粧・マニキュア等は不可。

※健康上、日焼け止め・リップクリーム等の使用が必要な場合は無色透明で光沢のないものを使用する。

⑶ コート

○ 色は、黒、紺、灰色、白、茶で無地のもの。

○ デザインは、高校生らしいもの。

○ ジャンパー型は、不可。

○ 革製品、デニム等は不可。

⑷ ベルト

○ 色は黒、紺、茶を基調とした、制服にふさわしい華美でないベルトを着用すること（特にバックル）。エナメル製のベルトは禁止。

⑸ その他

○ やむを得ず体育用ジャージで授業を受ける場合は、体育授業終了後１時間までとする。昼休みを挟む場合はこの限りではない。

○ ズボンをずり下げない。

○ ワイシャツの裾をズボン・スカートの中に入れる。ただし、ポロシャツは例外とする。

○ ワイシャツの下は、学校指定の体育着を除き、白または黒の無地とする。

14 図 書 館 利 用 規 定

１ 開　　館

⑴ 開館は原則として昼休み 12：50～13：10、放課後 15：30 ～ 16：45 とする。

⑵ 長期休業中の開館は、別に定める。

２ 閲　　覧

⑴ 館内では静粛にし、他に迷惑をかけない。

⑵ 図書は書架から自由に取り出し閲覧してよい。閲覧後は必ずもとの位置にかえす。

⑶ 図書を汚損しないように注意する。

３ 館外貸出し

⑴ 図書を借りるときは、借りたい本をカウンターの係に渡す。パソコンで手続きし貸出しする。返却のときは、その図書をカウンターの係に渡し、手続き終了後書架に戻す。

⑵ 禁帯出書は貸出しをしない。

⑶ 貸出し冊数および期間は年度当初に図書委員会で決定する。

⑷ 貸出し中破損、または紛失した場合は原則として同一のものを弁償する。

⑸　雑誌およびＤＶＤの貸出しはしない。

４　その他

⑴　係教師の指示に従わないものは利用を禁ずる。

⑵　図書館の備品等を使用する場合は図書館部長の許可を受ける。

15　学習者用端末利用規定

１　利用について

⑴　学習者用端末を校内ネットワークに接続して適切に活用することを目的とする。

⑵　校内ネットワークに接続して使用できる期間は、本校在学中に限る。

⑶　利用可能範囲は、原則として Web ブラウザによるインターネット閲覧、クラウド学習サービスの利用とする。

⑷　学校外でのネットワーク環境に必要な費用は家庭が負担し、端末および付属品、アプリケーションなどに必要な費用についても全て家庭が負担する。

２　利用上の注意点

⑴　利用は授業で活用する場合など、教育上必要な場合に限る。

⑵　コンピュータウイルス等の有害なプログラムを使用または提供してはならない。

⑶　閲覧およびダウンロードした情報の著作権保護に注意する。

⑷　法令に違反する、または違反する恐れのある行為を行ってはいけない。

⑸　その他学校が禁止する、または不適切と判断する行為を行ってはいけない。

⑹　注意点に違反した場合、または不適切な利用と認められる場合は、利用を制限または停止することがある。

３　クラウド学習サービス等のユーザ ID およびパスワードの管理

⑴　ユーザ ID およびパスワードを他人に知られることがないよう、適切に管理する。

⑵　ユーザ ID およびパスワードが漏洩もしくはその可能性がある場合は、教職員に速やかに報告する。

⑶　パスワードは、利用者が定期的に変更する。

４　その他

⑴　授業中、学習者用端末は教員の指示に従い使用する。

⑵　充電は学校で行うことはできない。家庭で充電してくる。

⑶　生徒同士での端末の貸し借りはしない。

16　筑翠会館使用心得

１　会館の使用にあたっては館長の指示に従い、本校生としての自覚と責任ある行動をとる。

２　会館を使用する時には記録簿に所定の事項を記入し館長に提出する。

３　生活計画を立て規則正しい生活をすること。消灯時間は原則として午後 10 時とする。

４　火災、盗難およびその他の事故の予防に努める。

５　備品等は許可を受けて使用し、丁寧に取扱い、常に整理整頓に努める。

６　寝具類の使用については次の事項を守る。

⑴　シーツ、枕カバー、バスタオル等は各自持参すること。

⑵　使用後はきちんと整理し、定められた場所に入れること。

7　入浴については次の事項を守る。

⑴　浴槽にタオル等を入れないこと。

⑵　入浴順序をきめ、定められた時間を守ること。

8　清掃は会館の内外を念入りに行ない、清掃用具等の後始末をよくする。

9　館内の備品は館外に持ち出さない。

10　会館使用後は所定の状態にもどし、責任者はその終了したことを館長に報告する。

17　出欠席等に関する規定

1　生徒が欠席、遅刻、早退などをする場合は、保護者等はそのむねを本校ホームページにある「遅刻･欠席･早退連絡フォーム」に入力、もしくは電話で学校に連絡する。但し、病気などのために引き続き７日以上欠席しようとするときは医師の診断書を添える。

2　次の場合は欠席扱いとしない。

⑴　校長が認めた運動競技、研究会、入学試験、就職試験、見学等への参加

⑵　非常災害、交通機関の事故及び運転中止等

⑶　突発的な事故、病気等の生徒の看護、付添い

⑷　その他やむを得ない事由で校長が認めたもの

3　下記の事由によって出席しなかったときは、出席、欠席の取り扱いをしないで、「出席停止、忌引等の日数」に入れる。

⑴　忌引

⑵　感染症にかかり、もしくはそのおそれがあって、校長が命じた出席停止

⑶　交通ストによる場合

⑷　その他、特に校長が命じた出席停止

4　前記２の⑵、⑶、⑷および３の⑴の事由によって出席できなくなった生徒またはその保護者等は適宜な方法により、ただちに届け出るものとする。

5　前記２および３の事由によらないものについては、下記のとおり取り扱う。

⑴　始業時以後出席した場合は遅刻とする。

⑵　終業時以前に退席した場合は早退とする。

6　忌引の取り扱いは次のとおりとする。

父母　７日　　祖父母　３日

兄弟姉妹　３日　　伯叔父母　１日

曾祖父母　１日

18　諸願・届に関すること

1　欠席・遅刻・早退届等

欠席・遅刻・早退・欠課・見学・外出・忌引・異装の場合、原則として事前に保護者等が書面等にその旨を記入し署名・押印して、生徒が担任へ届け出る。

2　生徒旅行等承認願

旅行等をするとき提出し承認を受ける。

3　異装許可願

負傷・病気などにより規定以外のものを着用するとき提出し許可をうける。

４　祭礼参加届

自分の居住する市町村の祭礼に参加するときに提出し承認を受ける。

５　アルバイト実施届

アルバイトをするとき提出する。（制限あり）

６　自転車通学届

通学に自転車を使用する場合は自転車保険に加入の上、届け出る。

使用する自転車には、配布された学年、№の入ったステッカーを貼ること。

７　原付自転車運転免許取得許可願

原付自転車運転免許取得を希望する場合は原付自転車運転免許取得許可願を提出する（制限あり）。

通学の際には原付自転車通学許可願を提出し許可を受ける（制限あり）。

通学に使用する原付自転車には、「No.」の入ったステッカーを貼る。

８　自動車学校通学許可願

自動車学校入校を希望するとき提出し許可をうける。ただし、第３学年の 11 月１日より入校、後期中間考査終了日より通学を許可する。

９　住所変更等届

住所、保護者等、保証人の変更や改名、改籍のとき届け出る。

※　休学、退学、転学等の願（届）については学則第３章を参照すること。

※　上記２～９の諸願（届）用紙を必要とする場合は担任へ申し出ること。

（令和５～７年度入学生教育課程表）

教科	科目	普通科 A類型 総単位数	普通科 A類型 1	普通科 A類型 学年配当 2	普通科 A類型 学年配当 3	普通科 B類型 総単位数	普通科 B類型 1	普通科 B類型 学年配当 2	普通科 B類型 学年配当 3	生活デザイン科 総単位数	生活デザイン科 1	生活デザイン科 フードデザインコース 学年配当 2	生活デザイン科 フードデザインコース 学年配当 3	生活デザイン科 ヒューマンサービスコース 総単位数	生活デザイン科 ヒューマンサービスコース 1	生活デザイン科 ヒューマンサービスコース 学年配当 2	生活デザイン科 ヒューマンサービスコース 学年配当 3
国語	現代の国語	3	3			3	3			3	3			3	3		
	言語文化	2	2			2	2			2	2			2	2		
	論理国語	4		2	2	4		2	2								
	文学国語	4		2	2	4		2	2	5		3	2	5		3	2
	古典探究	4		2	2	4		2	2								
地理歴史	地理総合	2	2			2	2			2	2			2	2		
	歴史総合	2		2		2		2		2			2	2			2
	日本史探究	4			4	0,5			【8】								
公民	公共	2		2		2		2	8	2		2		2		2	
	政治・経済	3			3	0,3											
数学	数学Ⅰ	3	3			3	3			4	2	2		4	2	2	
	数学Ⅱ	5		3	2	4		4									
	数学Ⅲ					0,3			3								
	数学A	2	2			2	2			2			2	2			2
	数学B					2			2								
	数学C					0,2			2								
理科	科学と人間生活									2	2			2	2		
	物理基礎					2		2									
	物理					0,4			〈4〉【8】								
	化学基礎	2	2			2	2			2			2	2			2
	化学					0,4											
	生物基礎	3		3		2,4		2		2		2		2		2	
	生物					0,4											
	地学基礎	3			3												
保健体育	体育	7	3	2	2	7	3	2	2	7	3	2	2	7	3	2	2
	保健	2	1	1		2	1	1		2	1	1		2	1	1	
芸術	音楽Ⅰ	0,2	2			0,2	2			0,2	2			0,2	2		
	音楽Ⅱ	0,2		2													
	音楽Ⅲ	0,2			2												
	美術Ⅰ	0,2				0,2				0,2				0,2			
	美術Ⅱ	0,2															
	美術Ⅲ	0,2															
外国語	英語コミュニケーションⅠ	4	4			4	4			3	3			3	3		
	英語コミュニケーションⅡ	5		5		5		5		3		3		3		3	
	英語コミュニケーションⅢ	4			4	5			5								
	論理・表現Ⅰ	2	2			2	2			3			3	3			3
	論理・表現Ⅱ	0,2			2	0,3											
家庭	家庭基礎	2		2		2		2									
	家庭総合									4	4			4	4		
情報	情報Ⅰ	2	2			2	2			2		2		2		2	
共通科目の履修単位数計		82,84	28	28	26,28	84	28	28	28	54	24	17	13	54	24	17	13
家庭	生活産業基礎									4	4			4	4		
	課題研究									2			2	2			2
	保育基礎									2		2		2		2	
	保育実践													3			3
	生活と福祉													4		2	2
	服飾文化													2			2
	ファッション造形基礎									7		4	3	8		4	4
	フードデザイン									5		3	2	5		3	2
	食文化									2			2				
	調理									4			4				
	栄養									2		2					
	食品									2			2				
情報	情報産業と社会	0,2															
職業（専門）科目の履修単位数計		0,2	0	0	0,2					30	4	11	15	30	4	11	15
総合的な探究の時間	自分探し	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1
履修単位数合計		87	29	29	29	87	29	29	29	87	29	29	29	87	29	29	29
ホームルーム活動の週当たり配当時数		3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1
組数		3				1				1							

授業1単位時間	50分	学期制	2学期制

〔同一学年内の〈〉,【】は，同じ括弧で選択〕